

冬のお風呂に要注意!

ヒートショックに注意しましょう

急激な温度変化によって血圧が大きく変動し、心臓や血管の疾患を引き起こす「ヒートショック」。失神、脳梗塞、心筋梗塞、不整脈などが引き起こされ、浴室で起こると転倒や湯船で溺れるなどの危険があり、命に関わる場合もあります。



ヒートショックを防止する3つの対策

脱衣所やトイレなどを暖める

冷え込みやすい脱衣所や浴室、トイレを事前に暖めておく方法や、入浴前に温かいシャワーで浴室を暖める方法が効果的です。

なお、暖房器具を使用する場合は火災や換気に注意しましょう。

食事や飲酒直後の入浴は控える

食事や飲酒後は、血圧が下がり、失神する可能性が高まります。また、体調がすぐれないときの入浴も思わぬ事故が起こる可能性がありますので避けましょう。

入浴前に家族に声を掛ける

体調の悪化など、入浴中に異変があった場合は、家族に早く気付いてもらうことが重要です。そのため、入浴前に家族に声を掛けてから入浴しましょう。



問い合わせ先／消防署救急係 ☎51-0885

児童・生徒就学援助制度

経済的に困窮している児童・生徒の保護者に、就学にかかる費用(学用品費・給食費など)を援助しています。



対象者	国公立の小・中学校の児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当するかた <ul style="list-style-type: none">●生活保護を受けている●生活保護停止または廃止になった●市民税が非課税または市民税の減免を受けた●個人の事業税の減免を受けた●固定資産税の減免を受けた●国民年金保険料の免除を受けた●国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けた●児童扶養手当の支給を受けた●生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けた●日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者●その他、経済的に困窮していると教育委員会が認めた
申し込み方法	下記を学校教育課に郵送か直接、または児童・生徒の就学している学校に直接 <ul style="list-style-type: none">①申請書(学校教育課、市内小・中学校で配布。ホームページからもダウンロード可)②振込先の口座番号が分かるものの写し③対象となること分かる書類の写し④申請者の身分証明書の写し
その他	<ul style="list-style-type: none">●申請月の翌月分から適用●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り郵送で提出してください



申し込み・問い合わせ先／市役所学校教育課庶務係(〒488-8666住所不要) ☎76-8176